



(5)

絶対高さ高度地区に関する都市計画変更(原案)へ ご意見をお寄せください

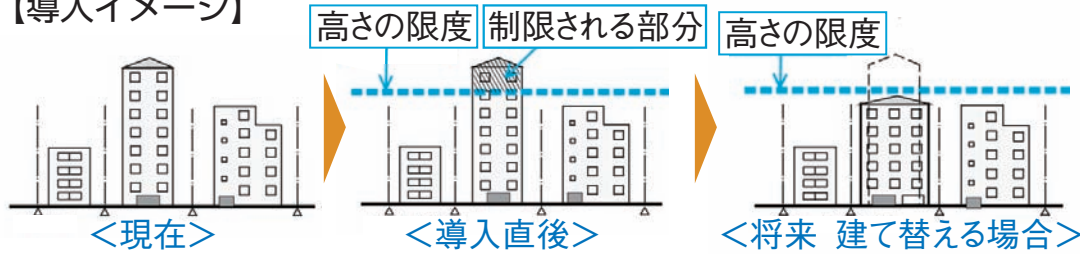
区では、良好な住環境や街並みを保全するとともに、まちづくりに貢献する優良な開発の適切な誘導をめざして、建築物の高さのルール「絶対高さ高度地区」に関する都市計画の変更を進めています。

【担当課】 街づくり調整課 ☎5654 - 8372

絶対高さ高度地区とは

建築物の高さの限度を定め、突出した建築物を規制する地区です。

【導入イメージ】



絶対高さ高度地区の指定図

●既決定の絶対高さ高度地区

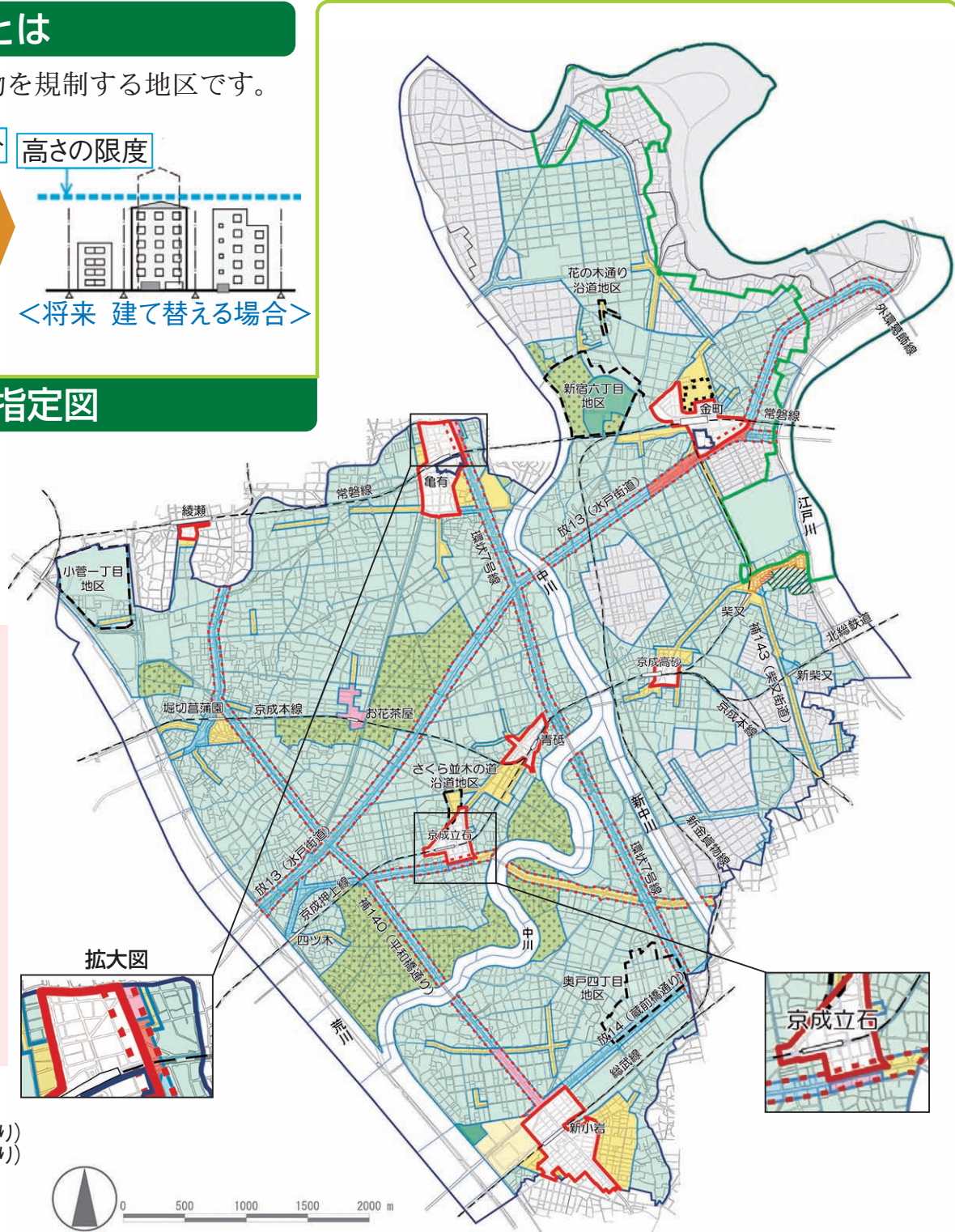
- 10m第2種高度地区
 - 10m高度地区
 - 16m高度地区
 - 最低限高度地区(7m)
- 柴又帝釈天
周辺地区

●今回、絶対高さ高度地区を導入する区域

- 17m高度地区
 - 17m第2種高度地区
 - 17m第3種高度地区
 - 23m高度地区
 - 23m第3種高度地区
 - 30m高度地区
 - 40m高度地区
 - 50m高度地区
- ※絶対高さ高度地区の特例により、
都市計画で定められた高さを優先する区域
- 高さ規制のある地区計画
(地区整備計画が定められた区域に限る)
 - 特定街区
 - 風致地区

●絶対高さ高度地区の対象としない区域

- 第一種低層住居専用地域(既に高さ10mの規制あり)
- 第二種低層住居専用地域(既に高さ12mの規制あり)
- 高度利用地区
- 鉄道駅周辺の面的な商業地域



説明会を開催します

絶対高さ高度地区に関する都市計画変更(原案)の内容を説明し、ご意見を伺い、都市計画変更の案を作成します。手話通訳があります。

【日時・会場】 下表の通り

直接会場へ。いずれも同じ内容です。車でのご来場はご遠慮ください。

【保育】

★の説明会は1歳以上就学前のお子さんの保育があります(定員10人)。

保育希望の場合は8月12日(水)午後5時までに電話で(先着順)。

【担当課】 街づくり調整課 ☎5654 - 8372

日 時	会 場
8/24(月)	堀切地区センター(堀切3-8-5)
8/25(火)	午後7時～8時30分 金町地区センター(東金町1-22-1)
8/27(木)	ウィメンズパル(立石5-27-1)
8/30(日)	★午前10時～11時30分 堀切地区センター(堀切3-8-5)
	★午後2時～3時30分 新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
8/31(月)	午後7時～8時30分 高砂地区センター(高砂3-1-39)
9/13(日)	★午後2時～3時30分 水元学び交流館(南水元2-13-1)
9/17(木)	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
9/18(金)	午後7時～8時30分 水元学び交流館(南水元2-13-1)
9/24(木)	亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)
	亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)
9/26(土)	★午前10時～11時30分 高砂地区センター(高砂3-1-39)
	★午後2時～3時30分 金町地区センター(東金町1-22-1)
9/27(日)	★午前10時～11時30分 ウィメンズパル(立石5-27-1)
	★午後2時～3時30分

ご意見をお寄せください

【閲覧・意見募集期間】

8月24日(月)～9月30日(水) (必着)

【閲覧場所】 区政情報コーナー(区役所3階304番)・街づくり調整課(区役所3階301番)・区民事務所・区民サービスコーナー・図書館

区ホームページ(トップ→くらしのガイド→まちづくり→地域街づくり→絶対高さ高度地区に関する都市計画変更(原案)へご意見をお寄せください)でもご覧になれます。

【意見提出方法】

ご意見と住所・氏名・電話番号を書いて、持参か郵送、またはファクスで。区ホームページからの電子申請でも提出できます。

【意見の取り扱い】

お寄せいただいたご意見は、個別の回答はしませんが、ご意見の概要とそれに対する区の考え方を併せて公表します。

【提出先・担当課】

〒124 - 8555 葛飾区役所街づくり調整課
(区役所3階301番)

☎5654 - 8372 FAX3697 - 1660

